

業 務 仕 様 書(案)

1 業務名

令和 7 年度「世界農業遺産にし阿波のブランド認証品」の販路拡大及び販売促進業務

2 業務の概要

にし阿波(美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町)地域は、急峻な山肌に集落が切り開かれ、世界農業遺産に認定された地域独自の農文化や食文化が根付いている。当協議会では「にし阿波の傾斜地農耕システム」(以下:農耕システム)で栽培された農産物やその加工品を「世界農業遺産にし阿波のブランド認証品」(以下:ブランド認証品)に認定し、ブランド化に伴う農業者等の所得向上や世界農業遺産の認知度向上への取り組みを行っている。

こうした中、にし阿波地域や農耕システム、ブランド認証品に関する知名度は、アンケート結果等より、一定の向上がみられるものの、より一層の知名度向上を図るには継続的な取り組みに加え、これまでの成果や課題を踏まえた次なる取り組みが必要となっている。

この度、ブランド認証品の知名度向上及び販路拡大に向けて、次の業務内容に記載の各事業を実施するもの。これらの事業を行うことによって、当地域のブランド認証品の知名度向上による販売促進からの生産者の所得向上と次世代への農耕システムの継承を目指す。

3 実施体制

実施主体:徳島剣山世界農業遺産推進協議会

4 業務内容

ブランド認証品の積極的な販売を目指す生産者や加工業者に対し、次の業務を実施する。

(1) ラインナップツールを活用した販路の拡大

協議会が昨年度に作成したラインナップツールを活用した新たな販売促進及び販路拡大業務として、次の業務を行う。

- ・ ラインナップツール掲載商品(以下、ラインナップ商品という。)の全国展開を目指すため、ラインナップ商品の代理販売の実走に向けた試験運用を行い、販路拡大に苦慮する生産者等の支援につなげていく。
- ・ 試験運用では、ラインナップツール(電子媒体、紙媒体)からの注文商品のとりまとめ、商品の発注・発送、売上金受払等の代理販売業務を行い、これらの試験運用結果を発注者へ報告書として提出する。
- ・ ラインナップ商品の代理販売に関する告知は、試行的な代理販売の内容(こちらからまとめたの商品注文が可能等)をわかりやすく紹介したチラシ(A4サイズ等)を作成し、紙媒体及び電子媒体として活用する。
- ・ 代理販売告知用チラシの使用方法是、紙媒体が道の駅等の各市町関連の公共施設等で配布を行う他、受託業者において配布可能な場所を発注者へ提案することとする。代理販売用チラシはラインナップツールとセットで設置する。代理販売用チラシは、500 部作成する。

- ・ 電子媒体については、協議会HP及びSNSで利用することとする。
- ・ 代理販売の試験運用については、にし阿波農業遺産ブランド認証品を今後、ふるさと納税返礼品としても取り扱いができるよう、ふるさと納税制度の導入も視野に入れた試験運用を行うこととし、本業務では、ラインナップ商品を活用した、ふるさと納税返礼品導入への事前準備となる仕組みの研究や導入に必要な具体的な手続きの流れ、導入事例、商品セットモデル等を調査・研究しながら、にし阿波の枠組みや協議会体制でも導入可能な方法を報告書の中で提案するものとする。
- ・ 代理販売の試験運用結果は、ラインナップ商品の代理販売の実走に向けて必要な体制及び初期費用や維持管理費用等の必要経費のほか、導入に至るまでの準備事項についてまとめた導入モデルを報告書で提案することとする。
- ・ 併せてラインナップツールの情報更新を行う。情報更新の内容は、令和7年度において追加認定となったブランド認証品とし、受託者は、認証者との連絡調整を行い、掲載希望商品を追加掲載したラインナップツール(2025 更新版)を作成する。更新版は、HP用の電子媒体のみとする。

(2) 各種イベント等へ協賛出展するための支援業務

ブランド認証品の知名度向上や販売促進に向けて、にし阿波地域内外で開催される各種イベント等で「にし阿波世界農業遺産ブース(仮称)」を協賛出店するために必要な業務の支援を行う。必要な業務とは、イベント等主催者との出展に係る調整業務(出展リスト・物産用商品規格書等の作成、商品ラベルの確認、売上金の受払事務等)、ブランド認証者への出展案内及び参加者集約、参加困難な農業者等の商品の代理販売等をいう。

(2) ブランド認証品の生産者等に対するアンケート及びヒアリングの実施

にし阿波地域におけるブランド認証品の知名度向上及び販路拡大に向けて、ブランド認証品に関わる生産者、加工業者、販売・取扱事業者等を対象としたアンケート及びヒアリングを実施する。

アンケート及びヒアリングでは、生産者と協議会の方向性の確認や生産者からのニーズの把握を行い、今後の協議会の取り組みに反映させることを目的とする。

アンケートの対象は、全てのブランド認証者とし、加工業者、販売・取扱事業者等は、発注者と受託者において選考した者を対象とする。ヒアリングの対象は、地域性や関連性を考慮し、協議会と受託者において、必要最小限の人数を抽出して行うこととする。アンケート内容及びヒアリング内容は、事前に発注者と十分に協議を行うこととする。

アンケート結果及びヒアリング結果については、受託者において概要をまとめ、発注者が報告会用資料として活用を図ることとする。

(4) ブランド交流会(仮称)の実施

ブランド認証者及び協議会からの取り組み報告や農業資産に関する研究・学習成果を発表する場として、「ブランド交流会(仮称)」を開催する。同交流会は、にし阿波農業遺産地域に関わる多様な参加者による積極的な意見交換や情報交換を促すことで、にし阿波地域における農業遺産の保全に関する課題や今後の方向性を見出すことを目標とする。同交流会の開催内容を次のとおりとする。

- ・ ブランド認証品の積極的な販売を目指す生産者や加工業者間の情報や意見交換による交流促

進並びにスキルアップを図るため、年度内に2回実施する。

- ・ 開催方法は、協議会作業部会で確認した2つのエリアで開催することとする。
- ・ 生産者等によるブランド認証品を持ち寄った商品説明及び取り組み報告を行う。商品説明では、試食会を実施することができる。
- ・ 商品説明及び取り組み報告を行う人数は、別途協議会と受託者に調整を行うこととする。
- ・ 交流会発表者との連絡調整及び試食の手配及び準備は受託者において行う。
- ・ 交流会の案内対象は、ブランド認証品全登録者及びブランド認証品登録への申請を検討している生産者等とする。
- ・ にし阿波地域内で世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」の学習に取り組む高校生の学習発表会の場を設けるものとする。
- ・ 受注者と発注者の費用負担は別紙で定める。

(5) 独自事業の提案と実施

協議会によるこれまでの取り組みの成果や課題を踏まえながら、ブランド認証品の知名度向上及び販路拡大に向けた積極的な独自事業の提案と実施を行うこと。

これまでの取り組みの成果や課題については、協議会より情報収集を行うことができるものとする。

受託事業者は、協議会に対し、独自事業の提案書を提出すること。

5 成果物

(1)事業実施内容を整理した実績報告書(A4、カラー印刷):2部

(2)上記の報告書データ及びラインナップデータ等を収録したCD-R:2部

6 特記事項

(1)業務の実施にあたっては発注者と十分に協議をしながら事業を進めること。

(2)業務対象者は、世界農業遺産ブランド認証品全登録者及びブランド認証品登録への申請を検討している農業者や加工業者とする。

(3)業務に要する資料作成及び施設等の手配等は受注者の負担とする。作業中に施設の設備等に損害を与えたときは、速やかに発注者に報告するとともに、賠償の責任を負うものとする。なお、第三者に対しても同様とする。

(4)契約履行過程で生じた成果物や資料の著作権は当方に帰属する。成果物の写真、キャッチコピーなど全ての使用权を譲渡すること。発注者による自由な加工・二次使用ができることを要件とする。

(5)成果物の送料及び保管料については受注者の負担とする。

(6)業務完了時に成果物を提出すること。

(7)仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 期 間(履行期限)

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

8 予算額

上限額 2,000,000円(税込み)

9 検収場所

発注者において指示する場所

10 請負代金の支払い 成果物の検収後速やかに支払うものとする。

11 書類提出先及び問い合わせ先

〒778-8501

徳島県三好市池田町サラダ1610-1

徳島剣山世界農業遺産推進協議会 事務局(三好市役所農林政策課内)

TEL:0883-72-7617 ファクシミリ:0883-72-7202

E-mail:nourinseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp